

製造、使用、輸入を制限する化学物質及び輸入を禁止する製品の 指定を行う規制の影響の事前評価書

1. 政策の名称

製造、使用、輸入を制限する化学物質及び輸入を禁止する製品の指定（塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル）

2. 担当部局

厚生労働省 医薬・生活衛生局 審査管理課 化学物質安全対策室

室長 美上 憲一

電話番号：03-3595-2298 e-mail：exchpro@mhlw.go.jp

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室 室長 飛驒 俊秀

電話番号：03-3501-0605 e-mail：qqhbbfa@meti.go.jp

環境省 総合環境政策局 環境保健部 企画課 化学物質審査室 室長 福島 健彦

電話番号：03-3581-3351 e-mail：chem@env.go.jp

3. 評価実施時期

平成27年12月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

環境中で分解しにくく、生体内で蓄積しやすく、かつ、毒性を有する化学物質は、いったん環境中に排出された場合には、容易に分解せず、食物連鎖等を通じて濃縮され、人の健康や環境に不可逆的な悪影響を与える可能性がある。

そのため、こうした性質を有する化学物質については、代替物質が無いなどの理由により必要不可欠と考えられる場合を除き、その製造・輸入及び使用を原則禁止することが適当であり、国際的には「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「ストックホルム条約」という。）」において、国内では化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）において、所要の措置を講じることとされている。

塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの2種類の化学物質については、近年得られた科学的知見によりそれらが環境中で分解しにくく、生体内で蓄積しやすく、かつ、毒性等を有することが明らかになってきたことから、国際的に議論が行われた結果、平成27年5月に開催されたストックホルム条約第7回締約国会議において、それぞれ国際的に協調して生産・輸入及び使用を全廃していくことが決定された。

これを受け、平成27年6月の経済産業省の審議会、また、平成27年7月の厚生労働省及び環境省の審議会においても、これら2種類の化学物質を化審法に規定する第一種特定化学物質に指定することが適当であるとの結論が得られた。

さらに、平成27年9月の厚生労働省、経済産業省及び環境省の審議会において、第一種特定化学物質が使用されている製品による環境汚染等を防止する観点から、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが使用されている製品（「潤滑油及び切削油」、「木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤」及び「塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）」）及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されている製品（「木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤」、「防腐木材、防虫木材及びかび防止木材」、「防腐合板、防虫合板及びかび防止合板」及び「にかわ」）を輸入禁止にすることが適当であるとの結論が得られた。

これらの結論を受け、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」を改正し、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを化審法に規定する第一種特定化学物質に指定し、これら2種類の化学物質による環境汚染を通じた人又は環境への悪影響を未然に防止することとする。

（2）規制の内容

塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを化審法に規定する第一種特定化学物質に指定し、これら2種類の化学物質の製造・輸入・使用を原則として禁止するとともに、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが使用されている製品（「潤滑油及び切削油」、「木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤」及び「塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）」）及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されている製品（「木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤」、「防腐木材、防虫木材及びかび防止木材」、「防腐合板、防虫合板及びかび防止合板」及び「にかわ」）を輸入禁止製品に追加する。

（3）規制の必要性

塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルは環境中で分解しにくく、生体内で蓄積しやすく、かつ、毒性等を有するなどの性質を持つことから、ストックホルム条約第7回締約国会議で廃絶対象物質とすることが決定した。ストックホルム条約を批准している我が国においては、これまで、当該条約で廃絶対象とされた化学物質を化審法に規定する第一種特定化学物質に指定することにより、当該条約の締約国会議の決定を担保している。

塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルは、上述の性質を持つため、いったん環境中に排出された場合には、容易に分解せず、食物連鎖等を通じて濃縮され、人の健康や環境に不可逆的な悪影

響を与える可能性がある。こうした影響を将来にわたり防止するためには、当該2種類の化学物質の製造・輸入及び使用を原則として禁止することが必要である。また、当該2種類の化学物質が使用されている製品についても、輸入を制限しない場合に環境汚染等が生じるおそれがあるため、その輸入を禁止することが必要である。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

[名 称] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令

[関連条項]

- ・ 第一種特定化学物質（第1条）
- ・ 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品（第7条）

(5) 規制により影響をうける関係者

新たに第一種特定化学物質が指定されることにより影響を受ける関係者としては、下記の者が想定される。

- ① 2種類の化学物質の製造・輸入事業者
- ② 2種類の化学物質の使用事業者
- ③ 2種類の化学物質が使用されている製品の輸入事業者
- ④ 2種類の化学物質が使用されている製品の購入者（使用者）
- ⑤ 関係行政機関
- ⑥ 社会

5. 想定される代替案

今回の改正案は、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが、ストックホルム条約第7回締約国会議において製造、輸出入、使用が禁止され、廃絶することが決定された化学物質であることから、我が国においても当該条約の締約国会議の決定を確実に担保するために行うものである。

また、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルは、環境中で分解しにくく、生体内で蓄積しやすく、かつ、毒性を有するなどの性質を有するため、いったん環境中に排出された場合には、容易に分解せず、食物連鎖等を通じて濃縮され、人の健康や環境に不可逆的な悪影響を与える可能性があることから、製造・輸入及び使用の段階から規制する手法を導入する必要がある。

以上のことから、今回の改正案では、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを化審法に規定する第一種特定化学物質に指定することにより、その製造・輸入及び使用を原則禁止する必要がある、規制の手法についての代替案は想定できない。

6. 規制の費用

(1) 塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン

関係者	費用
① 塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンの製造・輸入事業者	<p>近年、我が国において塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンの製造・輸入実績は確認されていない。</p> <p>また、今後、新たに塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンの製造・輸入を検討していた事業者等にとっては、他物質への代替が必要となることから追加的な費用が発生するが、近年の製造・輸入実績が確認されていないことから、こうした事業者の数は非常に少ないことが予想される。</p> <p>以上のことから、本規制による追加的な費用の発生は、極めて限定的であると考えられる。</p>
② 塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンの使用事業者	<p>近年、我が国における塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンの製造・輸入実績は確認されていないことから、現在、国内において当該物質が使用されている可能性は極めて低いと考えられる。</p> <p>なお、今後、新たに塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンの使用を検討していた事業者等にとっては、他物質への代替が必要となることから追加的な費用が発生するが、こうした事業者の数は非常に少ないことが予想される。</p> <p>以上のことから、本規制による追加的な費用の発生は、極めて限定的であると考えられる。</p>
③ 塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが使用されている製品の輸入事業者	<p>今般、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが使用されている「潤滑油及び切削油」、「木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤」及び「塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）」の輸入を禁止するに当たり、これら製品を輸入する事業者には、製品に当該化学物質が使用されていないことを確認するコストが生じる。</p> <p>また、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが使用されている製品を輸入していた場合若しくは輸入を予定していた場合は、代替品を探すコストが発生するが、既にこれら製品については、当該物質を含まないものが海外において多く供給されているため、輸入の継続には大きな影響はなく、製品の価格の上昇をもたらす可能性は低いと考えられる。</p> <p>以上のことから、本規制による費用の上昇は、限定的であると考えられる。</p>
④ 塩素数が2であるポリ塩	<p>国内において塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが使用されている製品が販売されている可能性は極めて少なく、また、海外</p>

化ナフタレンが使用されている製品の購入者（使用者）	においても当該物質を含まないものが既に多く供給されていることから、本規制による製品価格への影響は少ないと考えられる。 以上のことから、本規制による費用の上昇は、限定的であると考えられる。
⑤ 関係行政機関	「潤滑油及び切削油」、「木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤」及び「塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）」が輸入される際に、税関において、これらに塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが使用されていないことを輸入者に確認するコストが生じる。
⑥社会的費用	特に発生しない。

（２）ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル

関係者	費用
①ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの製造・輸入事業者	<p>本規制の導入により、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの代替物質を輸入しなければならないため、切り替えるための費用が発生する。しかし、ストックホルム条約締約国会議における議論等の動向を踏まえ、環境汚染等を防止する観点から、関連業界では、既にペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルから代替物質への自主的な転換が進められてきており、今般の改正により代替品に変更しなければならない事業者の数は非常に少ないことが予想される。なお、近年、我が国におけるペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの製造実績は確認されていない。</p> <p>また、今後、新たにペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの製造・輸入を検討していた事業者等にとっては、他物質への代替が必要となることから追加的な費用が発生するが、こうした事業者の数は非常に少ないことが予想される。</p> <p>以上のことから、本規制による追加的な費用の発生は、極めて限定的であると考えられる。</p>
②ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの使用事業者	<p>本規制の導入により、これまでペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを使用していた事業者等は、他の化学物質に切り替えるための追加的な費用が発生する。しかし、ストックホルム条約の締約国会議における議論等の動向を踏まえ、環境汚染等を防止する観点から、関連業界では、数年前よりペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルから代替物質への自主的な転換が進められており、一部の事業者を除き代替が既に完了し</p>

	<p>ている。また、まだ代替が完了していない一部の事業者についても代替に向けた取組を進めているところ。そのため、本規制による追加的な費用は発生するものの、極めて限定的であると考えられる。</p> <p>なお、今後、新たにペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの使用を検討していた事業者等にとっては、他物質への代替が必要となることから追加的な費用が発生するが、こうした事業者の数は非常に少ないことが予想される。</p> <p>以上のことから、本規制による追加的な費用の発生は、極めて限定的であると考えられる。</p>
<p>③ ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されている製品の輸入事業者</p>	<p>今般、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されている「木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤」、「防腐木材、防虫木材及びかび防止木材」、「防腐合板、防虫合板及びかび防止合板」及び「にかわ」の輸入を禁止するに当たり、これら製品を輸入する事業者には、製品に当該物質が使用されていないことを確認するコストが生じる。</p> <p>また、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを使用している製品を輸入していた場合若しくは輸入を予定していた場合は、代替品を探すコストが発生するが、これら製品については、当該物質を含まないものが海外において既に供給されているため、輸入の継続に大きな影響はなく、製品の価格の上昇をもたらす可能性は低いと考えられる。</p> <p>以上のことから、本規制による費用の上昇は、限定的であると考えられる。</p>
<p>④ ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されている製品の購入者（使用者）</p>	<p>ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されている製品については、それを他の物質・技術に代替することにより、一定のコストアップが発生し、それが製品の価格の上昇をもたらす可能性がある。しかし、関連業界では、既にペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルから代替物質への自主的な転換が進められてきており、今般の改正による製品価格への影響は少ないと考えられる。</p> <p>以上のことから、本規制による費用の上昇は、限定的であると考えられる。</p>
<p>⑤ 関係行政機関</p>	<p>「木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤」、「防腐木材、防虫木材及びかび防止木材」、「防腐合板、防虫合板及びかび防止合板」及び「にかわ」が輸入される際に、税関において、これらにペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されていないことを輸入者に確認するコストが生じる。</p>

⑥社会的費用	特に発生しない。
--------	----------

7. 規制の便益

(1) 塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン

関係者	便益
① 塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンの製造・輸入事業者	<p>本規制の導入により、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンの製造・輸入を原因として環境汚染等を引き起こした場合の回復費用の支出や信用の失墜を未然に防止することができる。</p> <p>また、その製造・輸入の原則禁止を広く公表することにより、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンの製造・輸入を今後検討しようとする事業者等は当該物質が、「第一種特定化学物質」相当の特性を有することを予め知ることができ、事業者等の予見可能性を高めることができる。</p>
② 塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンの使用事業者	<p>本規制の導入により、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンの使用を原因として環境汚染等を引き起こした場合の回復費用の支出や信用の失墜を未然に防止することができる。また、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンを他の物質に代替することにより製品の安全性が高まることで、消費者の安心感・信頼の獲得につながる。</p> <p>また、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンの使用を今後検討しようとする事業者等は、当該物質が、「第一種特定化学物質」相当の特性を有することを予め知ることができ、予見可能性を高めることができる。</p>
③ 塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが使用されている製品の輸入事業者	<p>本規制の導入により、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンを第一種特定化学物質に指定することにより、規制の趣旨と必要性が明確になり、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが使用されている製品（「潤滑油及び切削油」、「木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤」及び「塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）」）を輸入していた事業者は、これら製品の輸入に際して、輸出国の関係事業者等に塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが使用されていないことの確認協力依頼がしやすい環境となる。そして、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが使用されていないことが確認された製品を輸入することにより、環境汚染等のおそれのない製品を顧客に提供できる。</p>
④ 塩素数が2であるポリ塩	<p>本規制の導入により、国内の製品（「潤滑油及び切削油」、「木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤」及び「塗料（防腐</p>

化ナフタレンが使用されている製品の購入者（使用者）	用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）」には塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが添加されなくなり、また、輸入される製品にも塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが使用されていないことが確認されるため、製品の購入者は当該物質が入っていないものを容易に調達できるようになる。
⑤ 関係行政機関	本規制の導入により、我が国の環境汚染等を防止できるとともに、ストックホルム条約の履行期限内に国内担保措置を講じることが可能となり、条約締約国に対して我が国の信頼性を一層向上することができる。
⑥ 社会的便益	<p>本規制の導入により、環境汚染等を未然に防ぐ蓋然性が高まり、国民全体が安全な生活を享受できる。</p> <p>また、これまで関係事業者等が自主的に塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンを他の物質に代替する取組を進める中で、積極的には代替に取り組んでこなかった事業者等に対しても、本規制の導入により塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンの製造、輸入及び使用等が規制されるため、不公平のない適切な市場環境の整備が可能となる。</p>

(2) ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル

関係者	便益
① ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの製造・輸入事業者	<p>本規制の導入により、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの製造・輸入を原因として環境汚染等を引き起こした場合の回復費用の支出や信用の失墜を未然に防止することができる。</p> <p>また、その製造・輸入の原則禁止を広く公表することにより、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの製造・輸入を今後検討しようとする事業者等は当該物質が、「第一種特定化学物質」相当の特性を有することを予め知ることができ、事業者等の予見可能性を高めることができる。</p>
② ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの使用事業者	<p>本規制の導入により、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの使用を原因として環境汚染等を引き起こした場合の回復費用の支出や信用の失墜を未然に防止することができる。</p> <p>また、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを他の物質に代替することにより製品の安全性が高まることで、消費者の安心感・信頼の獲得につながる。</p> <p>また、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの</p>

	<p>使用を今後検討しようとする事業者等は、当該物質が、「第一種特定化学物質」相当の特性を有することを予め知ることができ、予見可能性を高めることができる。</p>
③ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されている製品の輸入事業者	<p>本規制の導入により、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを第一種特定化学物質に指定することにより、規制の趣旨と必要性が明確になり、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されている製品（「木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤」、「防腐木材、防虫木材及びかび防止木材」、「防腐合板、防虫合板及びかび防止合板」及び「にかわ」）を輸入していた事業者は、これら製品の輸入に際して、輸出国の関係事業者等にペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されていないことの確認協力依頼がしやすい環境となる。そして、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されていないことが確認された製品を輸入することにより、環境汚染等のおそれのない製品を顧客に提供できる。</p>
④ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されている製品の購入者（使用者）	<p>本規制の導入により、国内の製品（「木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤」、「防腐木材、防虫木材及びかび防止木材」、「防腐合板、防虫合板及びかび防止合板」及び「にかわ」）にはペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが添加されなくなり、また、輸入される製品にもペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されていないことが確認されているため、製品の購入者は当該物質が入っていないものを容易に調達できるようになる。</p>
⑤関係行政機関	<p>本規制の導入により、我が国の環境汚染等を防止できるとともに、ストックホルム条約の履行期限内に国内担保措置を講じることが可能となり、条約締約国に対して我が国の信頼性を一層向上することができる。</p>
⑥社会的便益	<p>本規制の導入により、環境汚染等を未然に防ぐ蓋然性が高まり、国民全体が安全な生活を享受できる。</p> <p>また、これまで関係事業者等が自主的にペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを他の物質に代替する取組を進める中で、積極的には代替に取り組んでこなかった事業者等に対しても、本規制の導入によりペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの製造、輸入及び使用等が規制されるため、不公平のない適切な市場環境の整備が可能となる。</p>

8. 政策評価の結果

今回の改正案によって、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの製造・輸入事業者、使用事業者等において発生するコストは6. に示すとおり限定的であり、過度な負担とはならないと考えられる。

他方、当該2種類の化学物質は、環境中で分解しにくく、生体内で蓄積しやすく、かつ、毒性を有するため、環境汚染等の被害を及ぼしうる物質であるが、今回の改正案による規制により、当該物質による被害を未然に防止できることによる便益は極めて大きいものであると言える。

過去の公害等にあるように、環境中で分解しにくく、生体内で蓄積しやすく、かつ、毒性を有する物質による環境汚染が発生した場合には人や環境への不可逆的な悪影響を与える可能性が有り、社会全体が被る事後的なコストは高額となりうることをかんがみれば、上記の費用を勘案しても、今回の改正案は、妥当なものであると言える。

9. 有識者の見解その他の関連事項

塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルは、ストックホルム条約の規制対象物質について検討を行う残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）により、①スクリーニング、②危険性に関する詳細検討（リスクプロファイル）、③リスク管理に関する評価の検討プロセスを経て、環境中で分解しにくく、生体内で蓄積しやすく、かつ、人や環境に毒性を有する化学物質であること等から、廃絶対象物質へ追加することが締約国会議に勧告され、平成27年5月に開催されたストックホルム条約第7回締約国会議において、廃絶対象物質に決定されたもの。

上記の決定を受け、当該2種類の化学物質については薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会、化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において科学的知見等を基に審議した結果、化審法に規定する第一種特定化学物質として指定することが適当であるとの結論を得られた^(※1)。

また、当該2種類の化学物質が使用されている製品については、薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において輸入禁止にすることが適当である等との結論を得られた^(※2)。

(※1) 各審議会の資料等は下記参照

薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会（平成27年7月22日）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji.html?tid=127878>

化学物質審議会第148回審査部会（平成27年6月19日）

http://www.meti.go.jp/committee/gizi_0000007.html

第156回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

(平成27年7月24日)

<http://www.env.go.jp/council/05hoken/yoshi05-01.html>

(※2) 各審議会の資料等は下記参照

薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会 (平成27年9月29日)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji.html?tid=127878>

化学物質審議会平成27年度第2回安全対策部会 (平成27年9月18日)

http://www.meti.go.jp/committee/gizi_0000007.html

第157回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

(平成27年9月18日)

<http://www.env.go.jp/council/05hoken/yoshi05-01.html>

10. レビューを行う時期又は条件

2年に1度開催されるストックホルム条約締約国会議の決議結果等を踏まえ、必要に応じ見直しの検討を行っていく予定である。